

相続配偶者に「居住権」

民法改正へ 遺産分割で優遇

法制審議会(法相の諮問機関)の民法部会は16日、遺産分割の際、配偶者が自宅に住み続けることができる「配偶者居住権」の創設を盛り込んだ民法改正などの要綱案をまとめた。死別して残された配偶者が、その後も安定した生活を送れるよう配慮する狙いがある。法務省は22日召集の通常国会に民法など関連法の改正案を提出する方針で、成立すれば1980年以来の相続制度の抜本改正となる。

遺産分割は、「亡くなつた被相続人が保有していた預貯金や不動産などの遺産を相続人で分ける制度だ。夫が亡くなり、妻と子どもが相続人の場合、2分の1ずつ分割することになる。現行法では、居住用の土地・建物は遺産分割の対象で、自宅以外にめぼしい財産がなければ、残された配偶者が遺産分割のために自宅の売却や退去を迫られるケースがあった。

要綱案では、こうした事態を避けるため、遺産分割の協議が終わるまでは配偶者が無償で住み続けられる「短期居住権」を設けた。また、配偶者の居住の取り分の選択肢として、終身または一定期間居住できる「配偶者居住権」を新設した。住宅の権利を所有權とした。住宅権に分割するもので、

居住期間は遺言や遺産分割の協議で決められる。

配偶者は居住権を取得すれば、自宅が子どもや他人の所有になつても住み続けられる。居住権は建物に住むだけの権利で、評価額はどう評価額が低く抑えられ、預貯金などの取り分を多く確保することができる。

さらに、結婚から20年以上連れ添つた夫婦の場合、上記の通り受けた土地・建物は、配偶者が遺言や生前贈与で譲り受けた土地・建物はどうやら算出する。高齢なほどから算出する。高齢なほど評価額が低く抑えられ、他の財産の配分が増え、老後の生活の安定につなげる

配偶者の居住権を保護

- 配偶者が遺産対象の建物に住んでいる場合、遺産分割が終了するまでは無償で住めるようにする
- 遺産分割の選択肢として、配偶者が遺産の建物に終身・定期間住み続ける「配偶者居住権」を創設

遺産分割における配偶者保護

- 結婚20年以上の夫婦なら、配偶者が生前贈与や遺言で譲り受けた住居は遺産分割の対象から除外

遺言制度の見直し

- 自筆の遺言書を法務局で保管する制度を創設
- 自筆の遺言書に添付する財産目録は自筆でなくても、パソコンなどで作成可能

で保管しなければならなかつた自筆の遺言書を法務局に保管できる制度を創設する。これまでには遺言書の保管場所が分からなくなり、相続から何年も経過した後に発見されるなどして、遺産分割協議がやり直しになるなどの課題があった。一方、相続の権利がない

に発見されるなどして、遺産分割協議がやり直しになるなどの課題があった。一方、相続の権利がない

老後の住居 安定図る

約40年ぶりとなる相続制度の大規模見直しは、高齢化社会の急速な進展が背景にある。残された配偶者が長生きするケースが増加しているほか、子どもが親と同居しない家族も増えており、収入を得ることが難しい高齢の配偶者の待遇改善は喫緊の課題だ

た。相続制度の大幅見直しは、高齢化社会の急速な進展が背景にある。残された配偶者が長生きするケースが増加しているほか、子どもが親と同居しない家族も増えており、収入を得ることが難しい高齢の配偶者の待遇改善は喫緊の課題だ

た。相続制度の大幅見直しは、高齢化社会の急速な進展が背景にある。残された配偶者が長生きするケースが増加しているほか、子どもが親と同居しない家族も増えており、収入を得ることが難しい高齢の配偶者の待遇改善は喫緊の課題だ

た。相続制度の大幅見直しは、高齢化社会の急速な進展が背景にある。残された配偶者が長生きするケースが増加しているほか、子どもが親と同居しない家族も増えており、収入を得ることが難しい高齢の配偶者の待遇改善は喫緊の課題だ

題だ。

相続する人もされる人も高齢化しつつある近年、被相続人が元気なうちに相続について家族で話し合うこと、効果が期待される。ただ今回、事実婚などの相手は含まれておらず、家族の多様化が進む現代に即した改正が今後の検討課題だ